

予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和2年6月19日（金曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時26分
再 開	午前10時44分
休 憩	午前11時43分
再 開	午後 1時09分
休 憩	午後 2時18分
再 開	午後 2時30分
閉 会	午後 2時58分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 9人

分科会長	高 田 真 里
分科会副会長	泉 英 之
委 員	松 井 邦 人
//	金 井 毅 俊
//	橋 本 雅 雄
//	松 井 桂 将
//	鋪 田 博 紀
//	高 田 重 信
//	高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	古澤 富美男
管理部次長	藤沢 晃
経営管理課長	長森 貴弘
契約出納課長	浦田 純一
医事課長	山本 忠夫
総務医事課長	野村 学
経営管理課主幹（調整担当）	竹内 孝

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
部次長	岸 重臣
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	高畠 利明
保健所長	瀧波 賢治
参事（保健予防課長）	宮崎 英明
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	丸本 昌
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	片山 正和
保険年金課長	鈴木 富勝
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
福祉政策課主幹（調整担当）	澤野 重雄

【こども家庭部】

部長	田中 伸浩
部次長	舟崎 文彦
参事（こども保育課長）	竹井 博文
こども支援課長	関谷 雄一
こども福祉課長	本郷 由佳
こども健康課長	酒井 敦子
子育て支援センター所長	加藤 祥子
こども支援課主幹（調整担当）	温井 信之

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	広瀬 圭一
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
参事（市民生活相談課長）	山森 豊
参事（市民課長）	古川 安代
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	若松 潤
市民生活相談課主幹（調整担当）	鳥取 則子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	白山 江梨花
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和2年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に橋本委員、松井 桂将委員を指名いたします。
当分科会に送付されました各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。審査に入る前に、私のほうから2点、委員の皆様申し上げます。

まず1点目としまして、質疑は、あくまでも議題となっている事件について、賛否等の決定が可能となるよう、不明確な点について説明や意見をただすためのものです。

このことから、質疑については、議案に直接関係のある内容で、かつ簡潔・明瞭に行われるようお願いいたします。

2点目として、委員会・分科会の役割や議案の内容を十分に理解した上で、委員会の中で行うべき質疑、分科会の中で行うべき質疑を

それぞれ注意して行っていただきますようお願いいたします。

以上であります。委員の皆さんには御協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

議案第95号 令和2年度富山市病院事業会計補正予算（第1号）

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

松井 桂将委員 今ほどの御説明の中のプレハブの借り上げのところですが、これは大きさはどれぐらいで、どれぐらいの期間借り上げる予定ですか。

契約出納課長 プレハブ式の発熱外来ですが、感染の疑いのある患者さんは、今は、正面入り口で検温を

しております。別個に仮の診察室を設けまして、体温が37度5分以上の患者さんをそちらに誘導するために予算を要求するものです。医師は1人しか対応できないのですが、4つぐらいの診察室を予定しておりまして、広さとしては大体50平米ぐらいのものを予定しております。

松井 桂将委員 どれぐらいの期間ですか。

契約出納課長 期間は3か月から6か月を見ております。

高見委員 人工呼吸器をレンタルから自前のものにする。そうすると、市民病院全体で人工呼吸器は何台になるのですか。

契約出納課長 全部で20台になる予定です。

松井 邦人委員 ニュースなどでは、ECMOというものと医療従事者が5人から10人必要であると報道されているのですが、市民病院で使う今購入する人工呼吸器に関して一トータルで20台になると言われていますが—そういったものに関しては大体マックスでどれだけの医療従事者が拘束されるものなのかをお聞かせください。

病院事業管理者 人工呼吸器は、ふだんの日常診療でも使っております。集中治療室であるとか高度管理の治療室—HCUですね—で使っていますし、一般病棟の中でも、患者さんが重症化したときには使っております。

したがいまして、人工呼吸器を入れたからといって、それほど大人数の看護師が必要になるわけではありませんが、一般病棟ではふだんやっていない診療になりますので、臨床工学技士を含めて、少しそういう技能を持った看護師を集中的に配置しなければいけないという面での問題はあります。

ECMOの場合は大体通常の4倍ぐらいの人員が必要と言われておりますので、そこまでの負担ではないと思っています。

高田 重信委員 人工呼吸器について新型コロナウイルス感染症に対してのこれまでの実績、何台ほど使われたのかということについて、まずお聞きしたい。

病院事業管理者 実は富山医療圏の中で役割分担をしております、人工呼吸器を使わなければいけない、ECMOを使わなければいけないというような、本当に重症の患者さんについては、ほかの指定医療機関が分担すると。

当院は中等症までの患者さんを多く診るということで役割分担をしておりましたので、今回は、新型コロナウイルス感染症に対して人工呼吸器を使ったという実績はございません。

高田 重信委員 今回の補正予算で、レンタルしていたものを購入するということですが、その目的というのは何ですか。

病院事業管理者 1つは、院内で発生した患者さんが重症化して転院搬送が間に合わないような場合は、当然当院の機能で十分そういう方を診ることはできますので、当院で診ることが1点あります。

また、実際に感染の第2波、第3波で非常に多くの患者さんが出ると、いかにほかの病院と役割分担したにせよ、当院もやはり重症患者さんを診る役割に打って出なければいけないと思っていますので、その分を見越した上での5台というふうにお考えください。

高田 重信委員 あともう1点ですが、人工呼吸器を使う、その以前の審査だとかがあって、人工呼吸器の使用に至る経緯みたいなことが説明できれば—これを使う判断というのか……。

病院事業管理者 1つは、酸素吸入をしている状態が大体中等症一肺炎があって、酸素吸入をしている状態ですね。そこから酸素吸入の濃度をどんどん上げていっても血液中の酸素濃度が上がらなくなった状態で、人工呼吸器の使用を開始します。

あるいは、意識レベルが下がって自発呼吸の力が落ちてしまった場合に、当然、人工呼吸器の使用を開始します。

したがいまして、まず最初の段階として、重症の肺炎で血液中の酸素濃度が下がってくるという状態があって、次の段階として、人工呼吸器を使うことになります。

今回の新型コロナウイルス感染症の一番の問題は、その時間が非常に短いということで、報道にもありましたように、入院が間に合わなくて自宅で亡くなられる患者さんもおられるような状況なので、予想していても急変して、すぐに人工呼吸器を使用しなければいけない状態は十分に想定されます。

高田 重信委員 最終的に、担当しているドクターが決定するというところでよろしいですか。

病院事業管理者 そのとおりです。

高田 重信委員 これに対しては最後ですが、これまで全国で人工呼吸器が使われているとされているのですけれども、重篤な患者に対する回復率というのは把握されているのですか。

病院事業管理者 ちょっと今、正しい数字は把握しておりません。

高田 重信委員 では、また後ほど聞かせてもらいます。

松井 桂将委員 宿泊施設の借上げが500件となっていますけれども—これは当然職員が自宅に帰れなくなった場合の宿泊所の確保ということですから—その宿泊先が500件というよりは、1か所で500泊という認識でいいのですか。

経営管理課長 市民病院におきましては、病院内に職員が休憩する場所ももちろん確保させていただいておりますが、本年4月15日、17日に2か所のホテルとそれぞれ契約をさせていただきました。これら2か所で—4月、5月の合計ですが—約200泊ぐらいの実績がございます。

今後、第2波、第3波に備えまして、感染の期間が長引くようなことがあれば、さらに300泊程度の宿泊が必要ということで、2か

所分の宿泊として設けさせていただいたというところでは。

松井 邦人委員 防護服の購入なのですが、第2波、第3波に向けて、やはりそういった医療従事者が最前線で治療に当たるための備品というのはすごく必要だと思っております。今、1,200セットの購入という形になっておりますが、それに関しては万全な体制になっているのかお聞かせください。

契約出納課長 ここに記載のあります防護服1,200セットのうち、実は600セットは納入済みで、残り600セットも来月末までには入る予定になっております。
防護服に関しては、大阪府の報道でもあったとおり、代用品としてレインコートとかそういうものもあります。皆さんから寄附を頂いておりますして、防護服として使用できるものを使用させていただいて、現在のところは、在庫で十分対応できるものと思っております。

病院事業管理者 補足させていただきます。今の御質問への回答に追加させていただきます。
国では、特に感染症指定医療機関のそのような備品に対して、緊急的に配備というか配給

する仕組みがありまして、当院でも、一度それを利用させていただいて、急場をしのいだことがございます。

分科会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第95号の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、厚生分科会病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第10号 令和元年度富山市病院事業会計継続費繰越計算書、

報告第16号 令和元年度富山市病院事業会計予算繰越計算書、

報告第18号 債権放棄報告の件中、病院事業局所管分、

以上3件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

経営管理課長 〔報告第10号について、
報告第16号について、
議案書により説明〕

医事課長 〔報告第18号について、
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

高田 重信委員 今ほどの債権放棄の件で、まず時効経過であります
ますが、納付してほしいというアクセスをどれくらいちゃんとされたのか、
努力されたのかについて、お聞かせください。

医事課長 基本的には時効消滅なので、今から3年前までの
案件になりますが、毎月催告なりを行って随時対応しておりました。

高田 重信委員 そのときから3年間で、数としては減ってきたのか
どうなのか。最初スタートしたときから見たらどうなのかということ
は分かりませんか。

医事課長 ずっと債権を持ちながら折衝を重ねていて、これ以上、収入と支出の関係から納付が望めないという判断に至って、これが3年経過いたしましたので処理するという判断をいたしました。

高田 重信委員 これからも努力をしていただきたいと思います。
それと、行方不明の方について、これも常に連絡を取りながら、どこかの時点で不明になったということなのでしょうか。

医事課長 折衝を続けながら、連絡が取れなくなったとき等から、住民票等を確認したり現地調査を行ったりしまして、また、近隣の聞き取り等も行うなど確認に努めておりますが、これ以上連絡が取れないというものに関してやむなく処理したものでございます。

高田 重信委員 プライバシーの問題などいろいろある中で調べるとするのは大変難しいと思いますが、新しい技術も導入しながら、また検討していただければと思います。

金井委員 この中で、救急車で運ばれた方のパーセンテージはわかりますか。

分科会長 金井委員、どの案件に関してですか。

金井委員 債権放棄の全てです。救急搬送で運ばれた方で、行方不明になったとか破産したとか。どうしても受け入れなければいけないと。何らかの事情で、こういう事情で払わないという、そういう方のパーセントというのは分かりません。

医事課長 おっしゃるとおり、事例としてはそういう方も含まれているかと思いますが、残念ながら集計は取ってございません。

管理部長 今ほどの御質問ですが、おっしゃるとおり、救急で搬送された場合、もともとその場でお帰りになられる場合でも、例えば道で倒れたとかでお財布を持っておられないとか、あるいは、先ほど申しましたとおり、行方不明の際は、最初から救急でおかかりになられたときから住所等に不正確な御申告等があって、最初からお金の請求自体が難しいというケースもございます。

ただ、全体を占めますのは一意外と言ったらちょっとあれなのですが—そういうケースというのは全体でいうと恐らく1割もない程度でございます。救急の方でも、いろいろな

形で請求が後になったりしますけれども、基本的には納めていただいている方がほとんどという形になっているというふうに考えております。

分科会長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了いたします。

午前 10 時 26 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 44 分    再開

分科会長      これより、厚生分科会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第 91 号    令和 2 年度富山市一般会計補正予算（第 2 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 3 款民生費中、福祉保健部所管分、第 4 款衛生費中、福祉保健部所管分、



議案第92号 令和2年度富山市後期高齢者  
医療事業特別会計補正予算（第1号）、  
議案第93号 令和2年度富山市国民健康保  
険事業特別会計補正予算（第1号）、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉政策課長 〔議案第91号中  
民生事務費について、  
保健福祉センター運営費について、  
新型コロナウイルス感染症対策基金費につい  
て、  
議案概要書により説明〕

生活支援課長 〔議案第91号中  
福祉奨学基金費について、  
生活困窮者自立支援事業費について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

障害福祉課長 〔議案第91号中  
心身障害者福祉推進事業費について、  
心身障害者福祉施設等整備事業費について、  
障害児通所給付事業費について、  
議案説明資料により説明〕

介護保険課長 〔議案第91号中  
介護サービス事業所等支援事業費について、  
議案説明資料により説明〕

保健予防課長 〔議案第91号中  
精神保健福祉対策事業費について、  
議案説明資料により説明〕

保険年金課長 〔議案第92号について、  
議案第93号について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
順次指定していきますので、まず議案概要書  
の20ページ、初めに福祉政策課長のほうか  
ら説明等がありました点につきまして、質疑  
のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 そうしましたら、議案説明資料の3ページ、  
2番、生活困窮者自立支援事業について、質  
疑のある方。

高田 重信委員 事業目的に「福祉協議会を窓口として」と書  
いてありますが、この窓口は新しく設置され

るものなのかどうか、まずお聞きします。

生活支援課長 社会福祉協議会の窓口につきましては、こちらの生活困窮者自立支援制度自体は従来よりやっております、住居確保給付金などの相談窓口は、従来よりあります。  
それに加えて、今、緊急小口資金の特例貸付けの受付窓口のほうを社会福祉協議会のほうで行っておりますので、通常の4つの窓口に加えて、今、臨時窓口を設けて対応している形になっております。

高田 重信委員 それに対する職員の配置については、増えているということよろしいですか。

生活支援課長 社会福祉協議会のほうの職員の配置につきましては、今、社会福祉協議会の職員と、それぞれの支所からの応援職員で、当番制で窓口の対応をしているということであります。

高田 重信委員 この受付時間とか相談時間について、予約等が必要なのですか。

生活支援課長 予約のほうは不要になっております。  
受付時間につきましては、平日の9時から17時までが受付時間となっております。

高田 重信委員 事業内容の最後に応募申請者数117人となっていますが、これは全部、ここで相談を受けられた方の数字ですか。

生活支援課長 こちらの申請者数につきましては、本年5月27日時点で117名でございますが、6月15日時点ですと申請者数は182名となっております。

高田 重信委員 そうしましたら、今後ずっと増えていくという想定で窓口業務をやっていかれるということですか。

生活支援課長 今後の雇用情勢等の状況によりますので何とも言えない部分がありますが、相談件数や申請件数につきましては、一時期よりは落ち着きつつあるということで伺っております。

高田 重信委員 いずれにしろ、懇切丁寧にお話を聞いてあげていただきたいと思います。  
続けてですが、議案説明資料3ページの事業内容のアの括弧に、収入要件、資産要件ありと書いてありますが、このことについて少し説明してください。

生活支援課長 収入要件につきましては、直近の月の世帯収

入合計額が、国が定めている算定基準の収入の枠を超えないこととなっております。  
ですから富山市におきましては、1人世帯で11万4,000円、2人世帯で16万3,000円となっております。  
また、資産要件につきましては、世帯の預貯金の額等の金額の合計が収入要件の上限の6倍を超えないこととなっておりますので、1人世帯ですと48万6,000円、2人世帯ですと73万8,000円という基準を設けてございます。

高田 重信委員 こういった要件があるということは重々承知で相談に来られる方がほとんどでしょうか。

生活支援課長 社会福祉協議会のパンフレット等にも記載がございますし、国のほうでもホームページ等で要件の御説明はしてございます。

高田 重信委員 そこら辺の案内の仕方も、またいろいろとしっかり広報してもらいたいと思います。  
続きまして、支給期間は原則3か月と書いてありますが、この3か月というのはどういう意味合いですか。

生活支援課長 生活困窮者支援自立制度につきましては国の

制度となっており、国のほうでは就労自立に向けた支援を行う趣旨ということで、一定の期間を区切って実施しておりますので、今後延長される場合も3か月単位ということで、最長9か月までということで実施をしております。

高田 重信委員 あくまで、国の方針と捉えてよろしいのですね。

生活支援課長 そうです。

高田 重信委員 引き続きまして、今言われた9か月になる要件というのは、どういうことなのか。

生活支援課長 延長する場合も当初の申請時と同じ要件になりますので、先ほど申しました収入とか資産要件を満たしていることと、受給期間中に求職活動に取り組んでおられるということが延長の場合の要件になってございます。

高田 重信委員 そうすれば、3か月たって、その条件—あまり就職がうまくいかないとなると、またその窓口で受付をするということですか。

生活支援課長 そうですね。延長ということで、また申請書

を書いていただくことになります。

高田 重信委員 とにかく先ほど言ったように、しっかりと聞いてあげていただければと思います。

松井 桂将委員 今回のことで、事業内訳で扶助費とあって、これは市と国で一要は給付事業なのでしょう。

(「はい」と発言する者あり)

松井 桂将委員 これを見ると、当初予算では2人で計算しているのですね。9回というのは3か月が3回という意味だと思います。要は、もう既に当初予算での申請者数を上回っているという中で補正予算をつけています。実際この150人というのは、3か月で450人分という解釈であればこの予算は足りるのですけれども、その辺はどう考えておられますか。

生活支援課長 申請につきましては、要件が拡大され、対象者が本年4月20日に拡充されまして、それ以降、5月以降の申請者数が大幅に増えてきたという形になっております。  
今6月に入りまして、毎日コンスタントに若干の申請はありますが、一時期、5月の時期から見ると、相談件数も若干落ち着きつつあ

りますので、今後の推移を見守っていききたいとは考えております。

松井 桂将委員 当初予算では59万円余りだったものが今回は4,450万円と。人数がこれだけ増えているので当然なのですけれども、要は、基本的には9回全て支給されている人はいないわけですよ。

生活支援課長 今現在の状況ですか。

松井 桂将委員 今現在です。

生活支援課長 そうです。

松井 桂将委員 先ほど言いましたように、150人というのは、3回で終わる人もいます。ほとんどが3回で終わるという認識でいいのですか。

生活支援課長 そうですね。今、一時的に増加しているのではないかと考えておりますので、今後増えてきた場合につきましては、また予算措置のほうを考えていきたいと考えております。

松井 桂将委員 ということは、450人分確保されているので、予算的には問題ないと、そう考えればい



いのですね。

生活支援課長 はい。

分科会長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 なければ、次の事業に入ります。  
議案説明資料４ページの障害福祉サービス事業所における感染防止用品備品購入補助等について、質問のある方。

泉委員 今回の件で、アルコール消毒液の設置が１５７か所にわたるとのことなのですが、消防法ではアルコール濃度が６０％以上のものは危険物とされていて、第４類のアルコール類ということで、調べましたら、８０リットル以上の保管をする場合には消防法によって届出が必要となっています。この１５７か所一二百何十万円ですけれども一か所当たりどのくらいの配備になるとお考えでしょうか。

分科会長 議案説明資料４ページの方ですね。

（「今は、４ページの話をしている」と発言

する者あり)

泉委員 すみませんでした。申し訳ないです。

分科会長 記載してあるから大丈夫なのですけれども、  
数値が違います。

泉委員 157か所です。すみません、議案説明資料  
3ページの……

〔発言する者あり〕

泉委員 ごめんなさい、申し訳ない。これは違います。  
とにかくアルコールのそういった……。

(「4ページではない」と発言する者あり)

泉委員 そうか。すみません。申し訳ありません。

(「市民生活部の資料を見ている」と発言す  
る者あり)

分科会長 内容としては大丈夫なのですけれども……

泉委員 すみません、市民生活部の議案説明資料を見  
ていました。

こういったものに関してどのような対応を取られるのか。対応というか、どのくらい配るものかという、その点なのですけれども。設置するというか……。

障害福祉課長　今回は医療的ケアを必要とする児童でございます、23世帯に対してお配りしたいと考えております。

泉委員　申し訳ありません。

松井 邦人委員　今、23世帯という話だったのですけれども、消毒用アルコールは何リットルのものを配るのか、事業所に関してはこういったものを配るのかというのが、今、泉委員が聞かれています内容だと思っておりますので、その内容についてお答えください。

障害福祉課長　まず、消毒用のアルコールの効果につきましては、国では一今ほど泉委員は重量で換算されましたが、容量に対する濃度という数値も同じくありまして、60%から83%で殺菌効果があるとされております。  
消防法上、67%以上の場合は引火性の危険物に該当いたしまして、容量換算でお話ししますと、80リットル以上保管する場合は、

消防署への届出が必要となるとされており  
ます。

今回の消毒用のアルコールの濃度は製品によ  
って異なりますが、国のほうでは65%から  
81%程度のものを示されておりまして、国  
においては殺菌効果のある製品が選択されて  
いるものと考えております。

本市では、届出が必要な数量を超えて保管す  
るという予定は今はございませんが、その保  
管に当たりましては別に消防庁から通知がご  
ざいまして、直射日光の当たらない暗所で、  
火気を使用しないこと、転倒や破損をしない  
ことなどに留意して保管していきたいと考  
えております。

また、運搬に当たりましても、危険物は数量  
に応じて10リットル以下の容器に小分けす  
るなどの消防法上の規制がありまして、危険  
物に該当する場合には配達業者の選定時に事  
前に告知して、適切に行いたいと考えており  
ます。

なお、国が調達する製品には、小型の容器に  
詰められたものと、まとまった量が大型の容  
器に詰められたものの2タイプがございまし  
て、どのタイプが国のほうで調達されるか  
ということは未定とされておりまして、大型容  
器で小分けが必要な場合には、別途小型の容  
器

を確保して、換気できる部屋で安全性を確保しながら、安全性に配慮して実施していきたいと考えております。

ただ、近く、各自治体において選択することが可能になるという連絡も国からございまして、その場合には、小分けの必要がない小型の容器、例えば大体800ミリリットルとか500ミリリットルとかという単位のもの確保していきたいというふうには考えております。

松井 邦人委員 ちょっと私の聞いたかったことが伝わってなかったのかなと。

例えば、事業所に届けるアルコールの量と個人世帯のところに届ける量は違うのではないのかなと思うのですが、そこら辺についての調査はしてありますか。

障害福祉課長 今回、事業所が調達されるものにつきましては、基本的には事業所が購入されたものを後で領収書等をもって申請していただくということを主に考えておりますが、国の仕組みの中では事業者が直に申込みをするということもできますので、事業所については、そういう事業者での登録ができますよという御案内をして、それを購入され、その費用について

市が補助するということになります。

高見委員

手指消毒用アルコールですが、いろいろな製品があると思います。

私自身も経験したのですが、手が荒れるものがあるのですよ。私だけかと思ったら、今現在、何人もそういう人が出てきているのです。だから、そういったことも踏まえて、特に家庭用、世帯に配る場合はそこを十分注意してほしいなと思っています。

その辺は何か考えておられますか。

障害福祉課長

先ほども申し上げましたが、国が今示しているのは65%から80%と、ちょっと幅のある幾つかの製品がございまして、手が荒れやすいのは比較的高濃度のものというふうにもお聞きしておりますので、まずは65%のものをお配りして、その後リクエスト等がございましたら別の商品も考えていきたいなというふうには思っております。

高見委員

事業所はいいと言ったら悪いけれども一いろいろな対応をすると思うのですが、家庭についてはやっぱりその辺だけは十分確認してあげてください。そうしないと、水虫みたいなものすごく荒れるのですよ。荒れたらもうど

うしようもなくなるのです。だからその辺だけは十分注意して、よろしくお願いします。

分科会長      ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長      では、次の事業に移ります。  
議案説明資料5ページ目の障害福祉サービス事業所利用自粛協力支援事業について、質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      質疑がないようですから、次の事業、議案概要書6ページ目の障害者支援施設等多床室個室化改修事業補助金について、質疑のある方。

松井 邦人委員      この事業内容に、グループホーム2件と記載してありますが、例えばこの件数に関しては、もう見込みを把握した上で2件というふうになっているのか、あるいは、ほかにも追加で出てきた場合は対応できるのかどうか、お聞かせください。

障害福祉課長      この事業につきましては、社会福祉施設等施

設整備事業という国の補助メニューが従来からございますが、新たにウイルス感染対策を加えられた形で国の第1次補正予算に盛り込まれまして、本年4月に概要が示され、それとほぼ同時に所要額調査も行われました。

それを受けまして、市内の全事業所に照会を行いまして、2件の要望があったものでございます。

現時点で国からの追加募集は行われておらず、今後の予定も不明とされておりますが、通常の世界福祉施設等施設整備事業のスケジュール上は、来年度の事業採択に向けて、本市では今月の下旬から市内事業者に対して要望の受付を開始したいと考えております。

通常であれば、その要望を受けまして翌年度の予算に計上するものを国へ申請することになりますので、基本的にはこうした流れの中で受付をすることになると今は考えております。

分科会長           ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           ないようですので、議案説明資料7ページ、放課後等デイサービス事業について、質疑の



ある方。

鋪田委員　これは事業者向けと利用者向けの支援ということですが、財源内訳を見ますと国からも負担金、補助金があり、県のほうからも負担金、補助金とあります。これは利用者向けのものは負担金を財源としているとか、事業者向けのものは補助金を財源としているとか、どのように見ればいいのかを回答いただけますか。

障害福祉課長　こちらにつきましては、本来であれば国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というような負担割合になっていますが、まず対象期間の1番目、本年3月の休業期間分につきましては、全額国費での負担とされております。4月13日から5月31日の2回目の休業期間につきましては、市が4分の1というのが本来のルールでございますが、ここに国の交付金が充当されまして、市の負担はゼロということでございます。

利用者への負担金の支援につきましても、国費で全額見ていただけるということでございます。

分科会長　ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料 8 ページ、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について、質疑のある方。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、議案説明資料 9 ページへいきます。新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業について、質疑のある方。

高田 重信委員 事業目的の最後のほうにストレス軽減だとか心のケア相談会ということが書いてあります。現実には、鬱病とか自殺といったことは、前年度同月から見ると増えてきているのかどうか、まずお聞かせください。

保健予防課長 自殺者数につきましては、現在、本年 4 月までの自殺者数が判明しておりますけれども、3 月、4 月を合わせた数字で申しますと昨年と全く同じでございます、8 名の方が自殺でお亡くなりになっているということでございます。

高田 重信委員 こういうストレスがかかっている時期だから

増えるという予想をされていると思うのですが、そのための心の相談会の拡充と書いてあります。こういうことを踏まえながらの拡充ということでは、内容はどのようなものを想定されていますか。

保健予防課長 私どもはこれまでも、保健所の職員ですとか保健福祉センターの職員である保健師、精神保健福祉士等が対応してきたところでございますが、今回の拡充と申しますのは、臨床心理士ですとか公認心理師と申しますような、心理の専門職と速やかに連携を取り、こういった方々に御協力いただくということと、また、相談の内容によりましては、助産師でありますとか社会福祉士の方にも御協力を頂いて、この相談事業を拡充していきたいということでございます。

高田 重信委員 それを踏まえてですが、事業内容につきまして、アのほうでは相談会が予約制ということとで本年7月から翌3月までとあります。場所はどこになる予定ですか。

保健予防課長 保健所で行うことを考えております。

高田 重信委員 保健所の支所というか、支部とかではなくて

ですか。

保健予防課長 富山市保健所の建物の中でやろうと考えております。

高田 重信委員 続いて、オンライン相談用タブレット端末等購入費として、備品購入費とあります。これは何台購入予定なのか、この内訳についてお聞かせ願います。

保健予防課長 今のところタブレット2台の購入を予定しているところでございます。

高田 重信委員 この備品購入費についてですが、インターネット接続の環境は整っているということですか。

保健予防課長 将来的にはW i - F i が整備されるとは伺っているのですが、今のところ保健所にはW i - F i はございませんので、いわゆる電話回線と申しますか、携帯会社の持っている電話回線を利用して、取りあえずはオンラインにて、相談を行いたいと考えております。

高田 重信委員 もしそうであれば、W i - F i の環境も整えられるような予算要求をしてもよかったので

はないかなと思いますが、それはそれとして……。

次に、ウの広報費用ですが、どのような媒体を使ってどのようにされるのか。印刷とありますが、その手法をお聞かせください。

保健予防課長

この広報につきましては、「広報とやま」の本年8月5日号でございますけれども、そこで周知をしたいと考えております。

そのほかには、ホームページやフェイスブック等で市民の皆様方に広報していきたいと考えております。

あと、ちょっとした案内チラシを作りまして、市役所の関係各課や社会福祉協議会などに置かせていただきまして周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

高田 重信委員

今、感染の第1波は大分収束してきたという形の中で、ほっとすると、力の抜けたときの鬱病だとか、第2波の間にいろいろなことが出てくるのではないかなと心配です。

そういったことも含めてアンテナを高くしていただいて、こういう事業があるということをしっかり広報していただきたいと要望しておきます。

高見委員

確かにいい事業なのです。対応についてはいろいろなことを考えておられますが、問題は、対象者の発見なのですよね。これは非常に難しい。

自分のことを言っただけですけれども、私の身内でも、以前にそういう人間が1人、家族から出たのですが、見つけれないのです。

ある日突然起こるのですよ、自殺は。

だから、そのことをどういうふうな形で察知するか。察知したものを早期に対応すれば、それは防げるのですけれども、見つける方法が問題です。例えば、民生委員の皆さんだとかいろいろな地域のそういう方々、社会福祉協議会ももちろんそうですけれども、本当にそういうところへ周知徹底して、きめ細かい形で考えていかないと、声高に言っていたってなかなか出てこないです。そこだけ十分対応を考えていただきたいのです。

保健予防課長

御指摘のとおりでございます。自殺される方というのは、あるとき突然されるということで、これはいろいろな専門家の方もおっしゃっておられるところでございます。

いかに早く見つけるかというところでございますけれども、私どもはこれまで自殺対策ということで総合計画、自殺対策の計画をつく

ってまいりまして、その中でゲートキーパーでありますとかメンタルヘルスサポーター、今おっしゃったような民生委員の方々に、これまでいろいろな協力をお願いしてきた経緯がございます。

今後、私どもといたしましても、これまで培ってきたと言うと大げさですけれども、そういう方々の御協力を頂きまして、今おっしゃいましたような早期発見ということにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

高見委員 何しろ早期発見の方法といたしますか、対策のほうが大ですから、そこをひとつしっかりとよろしくお願いします。

分科会長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 では、議案説明資料10ページ、傷病手当金の支給について、質疑のある方。

鋪田委員 事業ごとに質問しているのですが、全体的な財源のことなどについてお聞きします。例えば小規模な事業者、介護関係の事業者など一

これは訪問介護だとか、あるいは訪問看護とかも含めてですけれども、小規模な事業者を想定したときに、これまでも例えば制度が変わるたびにそのことがうまく事業者に伝わってなくて、結果的に手続に不備が生じたケース、それが元で監査で指摘されたというようなことも過去に1件ありました。

今回、国の1次補正、2次補正ということで、もともとの制度を拡充していったり、あるいは新たにつくられたに近いような構成で、新たな事業が始まることもあるかと思えます。

そのときに、例えば、1次補正ではこういうことを介護事業者に支援していきますよということや国が盛んに打ち出したりしているものが、実際に県、それから市というところへ下りてきて、それは実際にどの支援につながっているのか、どのメニューになっているのかということもしっかりお伝えしていく必要があるのではないかと。

基本的には、国は国の事業で、県は県の事業で、市は市の事業でということはほとんどあり得なくて、市のほうに下りてくる形になりますから、その情報が錯綜しないように一特にそういう小さな事業者などは、経営者が自ら情報を入手したり手続とかをされたりもしているのです、そこをしっかりと伝えていか



ないと、事業の効果というのはいらないかと思うのですが、どのような形で今回の支援事業の周知徹底を図られようとしているのか、お聞かせいただけませんかでしょうか。

介護保険課長

今、鋪田委員のほうから介護事業所というふうな御指摘があったことを踏まえまして、介護分野についてお答えいたしますと、介護保険の対象の事業所は富山市内に約800ほどございます。

これらの皆さんに対する国の事業、あとは通知等につきましては、基本的には電子メール一斉送信の機能を併せ持っておりますので、介護保険課から一斉送信という機能を用いまして、電子メールでお知らせしているところでございます。

中には、パソコンでの通信環境等を十分にお持ちでない事業所に対してはファクシミリまたは電話等でお知らせしておりますし、富山市のホームページにおきましても、国の事業、補助メニュー等につきましては、随時更新してお知らせしているところでございます。

また、今回の新型コロナウイルス関連窓口の紹介につきましては、企画管理部のほうで助成制度ですとかそういったものを網羅したページを設けておりますので、そちらのほうを

御覧いただくように、引き続き周知してまいりたいと考えております。

分科会長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 最後に、保険年金課長から説明のありました後期高齢者医療事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計について、質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第91号中福祉保健部所管分、議案第92号、議案第93号、以上3件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている

報告第11号 令和元年度富山市繰越明許費  
繰越計算書、第3款民生費中、福祉保健部所  
管分、

報告第18号 債権放棄報告の件中、福祉保  
健部所管分、

以上2件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

福祉保健部次長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

高田 重信委員 先ほどの説明で、議案書103ページの繰越  
明許費の件はグループホームについての県の  
決定が遅れたということでしたが、それはど  
のような内容で遅れたのですか。

介護保険課長 事業者からの事業計画等々の計画の進捗等が  
当初の予定よりも少し遅れたことに伴いまし  
て、補助金の交付決定がそれに連動して遅れ  
たというふうに承知しております。

高見委員 あまり聞きたくないのですが、救急医  
療センターの使用料の件で、時効のものが7  
9件というのは、ちょっと件数が多いような

気がするのだけれども、どういう内容なのですか。

福祉政策課長 救急センターは平成24年度から指定管理になっているのですけれども、それ以前の平成23年度までのもののうち、10年たったというものです。いわゆる住所がもう分からなくなっているとか、要するに細かい診療費の積上げがこうなっているということでありまして、詳細まではちょっと準備していません。

高見委員 分かりました。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前11時43分 休憩

~~~~~

午後 1時09分 再開

分科会長 ただいまから、厚生分科会を再開いたします。
これより、こども家庭部所管分の議案の審査
を行います。

議案第91号 令和2年度富山市一般会計補
正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補
正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管
分、第4款衛生費中、こども家庭部所管分、
第3条債務負担行為の補正中、こども家庭部
所管分

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども支援課長 〔議案第91号中
児童健全育成事業における新型コロナウイルス
感染拡大防止対策について、
議案説明資料により説明〕

子育て支援センター所長 〔議案第91号中
子育て支援事業における新型コロナウイルス
感染拡大防止対策について、
議案説明資料により説明〕

こども保育課長 〔議案第91号中
保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、
議案説明資料により説明〕

こども福祉課長 〔議案第91号中
新型コロナウイルス感染症対策ひとり親家庭
支援給付金支給事業について、
子育て世帯への臨時特別給付金支給事業につ
いて、
ひとり親家庭学習支援事業について、
議案説明資料により説明〕

こども健康課長 〔議案第91号中
母子生活支援施設等における新型コロナウイルス
感染拡大防止対策について、
母子保健事業等における新型コロナウイルス
感染拡大防止対策について、
ベビーボックスプレゼント事業について、
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
また1つずつ進めていきたいと思いますので、
まず、議案説明資料3ページの、児童健全育
成事業における新型コロナウイルス感染拡大
防止対策について、質疑のある方はいらっし

やいますか。

鋪田委員

利用者が減少したということで、たしか地域児童健全育成事業の利用者が9割減、放課後児童健全育成事業の利用者が8割減というような答弁が本会議でもありました。

地域児童健全育成事業のほうから聞きますが、本会議で答弁がありましたように、臨時休業に伴って開設時間を延長した施設と、できなかった施設もあったように聞いております。実際に地域児童健全育成事業全体でいくと9割減ということになっているのですが、前の定例会の本委員会でも確認しましたがけれども、地域によっては保育ニーズの様々な違いがあったり、こういう緊急時だからこその特異性みたいなものが出てくるのではないかという話をしました。何か地域的にばらつきといたしますか、あまり減少しなかったところとか、かなり減少したところとか、そういう特性みたいなものはございますか。

こども支援課長

まず、地域児童健全育成事業のほうなのですが、けれども、61か所ございますが、そのうち33か所が閉鎖をされ、28か所で開設をしております。

今、委員がおっしゃったように、全体で利用

者数は7.8%まで下がっております。地域によっては7.8%までいっていないところもあれば、全くといたしますか、ほとんど来ていない区域もございました。

本年4月30日時点で比べておりました一連休期間中の木曜日になるのですけれども一そういうこともあって、ちょっと利用者が減ったのではないかというふうに考えております。

鋪田委員

次に、同じ学童保育のくくりでありながら、違う制度で運営している放課後児童健全育成事業のほうですけれども、これは開設時間の延長に要した経費に加えて、市が自粛要請をしたということで、当然こういった経費を見ていかないと事業の継続性が見込めなくなりますし、特に本市は、放課後児童健全育成事業について民間にどんどん参入していただくことを推奨していますので、安心してサービスを行っていただくためにこういう制度は必要かというふうに思います。

自粛をしたというものの、実際に利用された方がいらっしゃって、これは放課後児童健全育成事業のほうで8割減ということで、2割の方々はやっぱり引き続きどうしてもこれを使わなければいけなかったということなのですけれども一これについても自粛要請はしま

したが一八割の方は実際何らかの形で代替手段があったということなのだろうとは思っています。この事業は、その辺の分析等をされた上で組立てをされているのですか。

こども支援課長 具体的にどういう方法で自粛に御協力いただいたということまでは確認はしておりません。ただ、本年5月臨時会でも補正予算の要求をさせていただきましたが、実際にはおじいちゃん、おばあちゃんですとか御家族の方などに見てもらおう方もいるというふうに聞いておりますし、実際にそういうところも使ったということで申請を頂いております。委員がおっしゃったように、実際に利用された方は約2割まで減っております。ただ、各場所によって利用者が、例えば6割あるところから、もっと少なく、本当にゼロになっているところまでございますので、一概に全体で減ったというようなことではないと思いますけれども、地域性もあるというふうには考えております。

鋪田委員 事業を実施した上で、その辺のことも検証することが、例えば第2波とか第3波が来たときの安心な体制づくりにつながるでしょうし、もっと根本的なことを言えば、今後、本市の

児童健全育成事業そのもののニーズとか現状というようなことが新たに浮かび上がる可能性もありますので、しっかりその辺を分析しながら事業を進めていっていただきたいなと思います。
以上です。

橋本委員 この事業についてというわけではないのだけれども、これを含めてほとんどの議案に入っていることを聞いても大丈夫ですか。

分科会長 どうぞ。

橋本委員 ほとんどの事業で空気清浄機や消毒液等の購入費用を補助するということになっていますが、この補助の仕方というか一いわゆる各事業所で用意してください、そのあと補助しますよというものなのか、それとも、各事業所当たり幾らとかというものか、どちらなのかですか。

こども支援課長 その事業によって違うのですけれども、基本は限度額として、先ほどちょっと説明がありましたが、1施設当たり50万円という数字が国から示されております。
令和元年度の補正から始まっておりますので、

令和元年度に使ったものを除いて限度額50万円という算定の仕方になっております。全ての施設が最大限、消毒液ですとか空調設備ですとかいろいろなものを買ったとしても、そこが限度になりますと。

いろいろな事業についてそれぞれの執行の仕方がありますので、補助金としてお渡ししているところについては、相手方にその選択肢をお渡ししています。委託などでこちらからお願いしているものについては、要望を確認した上で、こちらで購入して配付するような形になります。

直接私どもの施設で準備するようなものについてはこちらで購入をします。

民間等については、ある程度向こうにお任せして購入をしてもらうような方法を取っております。

これは全体に言えることだと思います。

橋本委員

上限が決まっているということで、そうしたら—これは議案説明資料の4番の話になってくるかもしれないのだけれども、例えば保育所などでたくさんの部屋があったとしても、全ての部屋の分というのは駄目なのではないか、用意できないのではないかなというふうな思いがあって—これは4番で聞かなければ

いけませんか。

分科会長 答えていただいて大丈夫です。

こども保育課長 保育所等におきましては、おっしゃるとおり、施設によって大規模な施設、小規模な施設等がございますが、この補助金においては1施設50万円という限度がございます。

今現在、保育所についてはほとんどの部屋に空気清浄機は設置してあるのですが、これは新型インフルエンザのときですから約10年前に、きれいな空気環境を確保するために配備したというものです。新型コロナウイルスに対しても、清潔な空気環境をつくるということの主眼に置いて、古くなったものもありますので、どの部屋にどんなものを置けばいいのかということ各施設とやり取りしながら、できる範囲で最適なものを選んで配備していきたいというふうに今のところ考えております。

橋本委員 古い分も含めて、十分個数があるという考えかもしれないのだけれども、やっぱり新しい性能のいいものをしっかりと用意してやるべきだと思っています。

保育所等は今回休業要請がかからなかったと

ということで、保育士さんは大変負担というか、感染リスクを抱えながらやっておられるというところもありますし、上限という考えよりも、全てに整備するという考え方が必要なのではないかなと思っておりませんがいかがでしょうか。

こども家庭部長 今、委員がおっしゃったとおり、全てをリニューアルして新しいものを全保育室に置くということがベストかとは思いますが、やはり今使えるものもあるものですから、国の補助金を最大限活用するという一財政的にもいろいろ難しい面もあります。その施設ごとで、うちは全然大丈夫だよというところもあります。これは各保育所長なりが各保育所の状況を見て、何が必要か、何台必要かみたいなことを判断していただいた上で、こちらが購入して配るという形になろうかと思えます。

理想とすればおっしゃるとおりかもしれませんが、国のほうから来る財源を最大限活用してということで、このたびやらせていただきたいと思っております。

ただ、今後、当然機械ですから、古くなって壊れていくものも順次出てまいります。その際には、もう補助ということは当然見込めま

せんので、そのときには一般財源を投入して買うことになろうかとは思いますが、今回は、この補助金を活用した中における対応ということで、御理解いただければと思います。

橋本委員 最終的に子どもの安全につながるものですから、またいろいろと御用意いただければ幸いです。

松井 邦人委員 今回の件に関連して、空気清浄機というふうに書いてあるのですが、国の補助が出るときに、例えばこういった基準のものがないと駄目とか、そういったものがあるのかどうかお聞かせください。

こども保育課長 国のほうの基準というのは、空気清浄機に関しては特に細かいものは示されておられませんし、厚生労働省のガイドラインにおいても、空気清浄機が新型コロナウイルスにしっかり効果があるという確認は、今のところできておりません。

ただ、この国の補助金の例示として、例えばという形で空気清浄機という、物とすればそういうものが明記されておりますので、ある程度は感染拡大防止に期待できるものがある

のではないかというふうに捉えております。

松井 邦人委員 最初、新型コロナウイルス感染症が発生したときには、次亜塩素水の噴霧がいいという話が出ていたり、その後、実はそれはよくないという話が報道のほうで出ていたり、いろいろな情報が錯綜しているところがあると思います。今、空気清浄機という形のものだけというふうになると、また間違った使い方とか、少しでも正しい情報を伝えた上でそれを活用していただけるように案内していただきたいと思いますので、そこは配慮をお願いします。

泉委員 厚生委員会が所管する部局全てに言っておきたいのですが一先ほども福祉保健部に言っていたのですけれども一アルコール消毒の液体について、アルコール度数が60%以上であるものに関しまして、80リットル以上の保管をする場合は消防法による届出が要ります。今の場合は50万円という限度額ですが、今は手に入りにくいのでやっぱりまとめ買いをしたいと思います。そういった意味で、注意喚起をちゃんとやってほしいということと、それと、調べたところによるとアルコールというのは空気より重いらしいので、基本的には

夏場で気温が35度になるというようなときには気化して下のほうにたまるといったようなことについての注意喚起も、ビラの配布だとかと一緒にしていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

こども保育課長 分かりました。

こども家庭部長 すみません。そういう知識がなくて、今委員がおっしゃって、そういうこともあるのだなと。

たくさんのものを買いますけれども、基本的には各保育所に分散して渡しますので、多分そんな大量にはならないとは思いますが、私立の場合は本当にそこだけに集中して、それにこの補助を全部使おうというところもあるかと思えますので、今おっしゃったことを注意して、保管とかそういったことには気をつけてほしいということで、注意喚起させていただきたいと思えます。

(「よろしく願います」と発言する者あり)

分科会長 児童健全育成事業のことでほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、次のページへ行きます。
議案説明資料5ページ、子育て支援事業における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、質疑のある方。

高田 重信委員 ファミリー・サポート・センター事業についてですが、まずこの登録数を聞かせてもらえますか。

子育て支援センター所長 本年6月18日、昨日現在の会員の内訳を申し上げます。
まず、子育ての手伝いをしてほしいという方を依頼会員と言い、1,781名いらっしゃいます。そして、子育てのお手伝いをしてさしあげますよという協力会員という方が662名いらっしゃいます。そして、自分が依頼もするけれども、できるときは私もよそのお子さんを見られますよという両方会員という方がいらっしゃいます。その両方会員という方が、133名いらっしゃいます。
会員数を合計いたしますと2,576名、これがファミリー・サポート・センターの会員様となっております。

高田 重信委員 それで、今回の30万円についてですが、どういうふうな観点から見られて30万円の積算をされたのですか。

子育て支援センター所長 1時間当たり800円が依頼会員さんから協力会員さんに支払われます。ですから、例えば半日お子さんをお預かりするとなると4時間で、800円掛ける4時間です。そして、1日に3組当たりの利用が見込めるのではないかなと、そして、それが1か月分の31日分というふうに計算しまして、29万7,600円という見込みで計上いたしました。

高田 重信委員 今、1か月と言いましたか。

子育て支援センター所長 1か月ぐらいの見込みで積算しました。

高田 重信委員 今の話だと、やっぱり急に必要だったからということで、1か月という見方なのですか。

子育て支援センター所長 新型コロナウイルス感染症対策で本年4月13日から小学校が休校になりました。そして、分散登校が始まりましたのが5月25日ぐらいでした。
ただ、最初に事業費を計算するときには、ど

れぐらいの期間になるかということはまだ見込みが立っておりませんでした。それで、1か月分として見込んでみました。

高田 重信委員 増える可能性というのはないのですか。

子育て支援センター所長 休業期間に依頼があった件数なのですが、本年4月には27件—4月13日から4月30日までで27件—ありました。そして、5月は—5月25日までですが—12件ございました。小学生で合計39件の依頼がありました。

なぜ4月よりも5月が減ったかということなのですが、結局、保護者の方も休業になったり在宅ワークになったということで、お子さんを自分で見られるという状況が発生したということと、あと、習い事とか塾の送迎などもファミリー・サポート・センター事業ではやっているのですが、そこがそもそも休業になってしまって塾の送迎などもなくなったということで、4月よりも5月が少し減ったということです。

高田 重信委員 最後ですが、預かれたほうの課題だとか、そちらに届いている声とか、何かあったら聞かせてください。

子育て支援センター所長 ファミリー・サポート・センターの協力会員さん、依頼会員さんは、こちらでマッチングをいたしまして、それぞれが個人の信頼関係でやっておられます。苦情だったり、預かってほしいのだけれどもかなわなかったとか、そういう事例は特にございませんでした。

高田 重信委員 ほぼ満足されていると。

子育て支援センター所長 大丈夫でした。

分科会長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料6ページの保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 議案説明資料7ページに行きます。新型コロナウイルス感染症対策ひとり親家庭支援給付金支給事業について、質疑のある方。

橋本委員 私もあまり何でもかんでも支援するのは好きではないのだけれども、最終的にお子さんが困らないようにやってほしいなとは思っています。これは世帯当たりの支給ということで、多子世帯でも3万円ということだと思います。こういったものの上乗せとかは考えられていないのでしょうか。

こども福祉課長 本定例会に提案させていただいていますのは、独り親家庭支援として1世帯につき3万円給付するということです。市といたしましては、まず、さきの5月臨時会で、独り親家庭の方で、例えば失職された方にまず給付金を支給しようということを第1弾として行い、今回は支給対象を少し拡大しまして、全ての独り親世帯に一律3万円ということで提案させていただいております。現段階では特にこの後のことというのは、まだ検討はしていないというところでございます。

高見委員 今、1世帯と言われましたよね。しかし、給付額のところには、受給者1人につき3万円と書いてあります。これはどういうことですか。1世帯ではなく1人という表現になっているので、そこをちょっと説明してください。

こども福祉課長 御説明いたします。
この受給者といえますのは、児童扶養手当を受給する独り親の、例えばお父さんであったりお母さんを指しております。
基本的には独り親の方を対象にするものですから、私どもは受給者イコール世帯ということで、分かりやすいように御説明させていただいているということです。

高見委員 そういうことですか。それならば、説明もそういうふうにしてくださいね。

鋪田委員 この財源は議会費のほうで委員会視察の費用を削減して計上されたものの1つになります。今少し触れられましたけれども、かなりの事業は国の事業だったり県の事業というものの上に市が支給する形ですが、これはまるっきり市単独の事業ということで、しっかりと広報していく必要があるのかなと思います。
市としてこの事業をするに至った理由について、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

こども福祉課長 先ほども申し上げたとおり、市といたしましては、本年5月臨時会の時点では、特に独り親家庭の方の中で、失職したりということで生活に困っていらっしゃる方をまずは救いた

いという思いで、そういう方へのサポートを手厚くしたいということで、給付金のほうを創設いたしました。

その後、自粛要請等が長引きましたし、いろいろなところから独り親世帯の方の声なども私どものほうに届いてまいりましたので、今度は少し対象を広げて、全世帯、全受給者の方を対象に、市として改めて給付金を支給したいという思いで、今回のこの提案に至ったというものでございます。

鋪田委員

本市ではこれまでも独り親家庭に対する支援に、他の中核市と比べても非常に熱心に取り組んでいます。今回こういった形で拡大をしていただいたのは非常にありがたいと思います。

もう一つ、ちょっと注目させていただくならば、子どもの福祉に関する支援については、先ほど出ました親御さんに対しての支援というものと、子どもさんへの直接的な支援といえますか、よく似た制度の中でも別々のものであるということがありますので、事業の目的といえますか、そういったところをしっかりとらってPRしていただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

分科会長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 議案説明資料８ページの子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について、質疑のある方。

泉委員 今回、５億５，０００万円というかなり高額な予算なのですが、対象人数は先ほど言われた５万２，０００人ということで一ちょっと勉強不足ですみません。児童手当受給の条件がどんなものであるか、また、１年当たりで結構なのですが、全児童に対して大体何割の方が児童手当を受給されて今回の件数になったのかをお聞かせください。

こども福祉課長 児童手当は、まずお子さんがゼロ歳から１５歳になる年度末、いわゆる中学校を卒業するまでの年齢の方ですが、そのお子さんを養育していらっしゃる方に対して支給される手当になります。

泉委員 例えば年収がどうか、そういった条件というのはありますか。

こども福祉課長 児童手当には所得制限がございまして、年収

がどれだけなのかということについては、一概にはちょっと申し上げにくいのですが、例えばお子さんが1人いらっしゃる、その方を扶養していらっしゃる場合は、所得が660万円以上の御家庭ですと児童手当の制限対象になります。ただ、児童手当は所得制限を超えても支給されます。その代わりに、所得制限を超える方は手当の額が一月当たり一律5,000円というふうに決まっています。

泉委員 1年当たり大体全体の何割ぐらいの方がこういう対象になってくるのですか。

こども福祉課長 ほぼ9割ぐらいは、児童手当の所得制限を超えずに支給されている方だと考えております。

泉委員 そうしましたら、この案内文を出したときに、例えば今の1万円の支給を受けたいという親御さんにしてみれば、自分が児童手当をもらっている家庭なのかそうでないのかというのは、認識できるものなのですか。

こども福祉課長 児童手当を受けていらっしゃる方は、必ず認識できる状態になっております。

分科会長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 では、議案説明資料9ページのひとり親家庭学習支援事業について、質疑のある方。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料10ページの母子生活支援施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてはどうですか。

高田 重信委員 今現在の和光寮の部屋数と、入っておられる世帯数をお教え願えますか。

こども健康課長 和光寮につきましては、部屋は2部屋、2世帯分ございまして、入所につきましては1部屋、1世帯のみです。

高田 重信委員 それが分かっている、この50万円ということですか。

こども健康課長 一応、2部屋分を見ております。
人数としては少ないのですけれども、感染者

が発生した場合に部屋の消毒等も含めて行うということで、単に日常で使う消毒液等のみならず、部屋の消毒等も含めた金額となっております。

高田 重信委員 同じような質問になりますが、児童養護施設の部屋数と入っておられる人の数はどうですか。

こども健康課長 入所者数につきましては25名です。定員は50名でございますが、半分の25名の方が入所されております。部屋数はたくさんございまして、1階と2階合わせて20部屋ほどございます。

高田 重信委員 先ほどと同じように、この251万7,000円というのは、その部屋全部ということではなくて、このぐらいの部屋数かなという形で積算されたのですか。

こども健康課長 まず、空気清浄機につきましては2台を考えております。子どもたちが集まるスペースに既に2台の空気清浄機がございまして、それだけでは足りませんので、少し容量の大きい、23畳までというタイプのものをさらに2台追加したいというふうに考えております。

また、マスク等につきましては、入所している子どもさんの数掛ける半年間程度で積算をしております。

分科会長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料11ページの母子保健事業等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、質疑のある方。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料12ページ、ベビーボックスプレゼント事業について、質疑のある方。

高田 重信委員 債務負担行為の設定理由で、新たに提案してもらおうということが書いてありますが、これは市民の人なら誰でもいいということになるのですか。提案される方に何か制限があるとか、そういうことについてお願いします。

こども健康課長 提案につきましてはプロポーザルということで、業者に提案をしていただこうと、提案競

技という形で実施したいというふうに考えております。

高田 重信委員 そうしましたら、業者というのはベイビーボックスに商品を入れる人たちの会社というか、そういう捉え方でよろしいですか。

こども健康課長 現在はベイビーボックスの中身に育児用品等を入れておりますけれども、その全てにおいてゼロからの提案ということになります。現在のものは民間の事業者、サクラボックスさんの提案でございますけれども、そういった民間の事業者のほうから御提案を頂こうというふうに思っております。

高田 重信委員 提案が幾つか出たときは、こども健康課のほうで決定されるということですか。

こども健康課長 選考委員会というものを設置しまして、そこで検討したいというふうに考えております。

高田 重信委員 どのような委員会ですか。

こども健康課長 選考の基準というものを幾つかの視点で設けておりまして、副市長をはじめ複数名の選考委員でもって、点数により決定をしていきます。

いというふうに考えております。

高田 重信委員 この限度額について、積算の内容について聞かせてもらえますか。

こども健康課長 まず委託料ですけれども、品物と箱代としまして1,900万円、それから中に入れます引換券ですとか、現在ですと富山もよう等のデザインを使用しておりますけれども、そういったものの使用料ですとか配送料、保管料等で180万円、それからチケット等の印刷等で31万円ほどを見込んでおります。

高田 重信委員 もらわれたお母さん方の評判というか、評価が大変高いと聞いているのですが、部長としてこの事業についての思い入れとかがあればお願いします。

こども家庭部長 今、私にも娘が2人おりまして、2人目の娘の出産のときがちょうどこのベビーボックスをもらえるときでございまして、娘に感想を聞きますと、とてもいいものが入っていると。やはり子どもを育てていく上で一番必要なものといえますか—正直に言うと、そろえようと思ったらみんな買えるものではあるのですけれども—それをセットにして頂いたと

きに、こういうものを使って子どもを育てていくのだとか、中には先ほど説明したとおり—これはある程度子どもさんが大きくなないと使わないかもしれませんが、美術館に入館できる券などもあって、親と子どもが一子ども自身がそれをうれしいと感じるかどうかはちょっと分かりませんが、余計幸せに感じるというか、楽しみながらといいますか、ちょっと言葉が難しいのですけれども、市からお祝いとして頂いたもので子育てをしていくと。自分1人ではなくて、市民全体と一緒に、こういうお祝いをしていただいた上で子育てというものをしていこうというような……。

例えば、初めてのお子さんを持つときはいろいろな不安があったりすると思うのですけれども、少しでもそういうものが解消されとか、子育ての楽しみが—例えば小さいエプロンがついていたらそれを着けてみたりですとか、楽しみながらできるというようなことを言っておりました。

そういったような意味から—理由は分かりませんが、受け取り率は残念ながら100%ではなくて、ほぼほぼ100%なのですけれども、来られない方もおられます。

しかし、やはりそういった、富山市としてみ

んなでお祝いしているという気持ちが伝わる
ということで、とても役に立っているのだろ
うなというふうには考えております。

高田 重信委員 本当に、こども家庭部の皆さんのおかげで、
富山市の若い女性は、全国から見ると、東京
のほうへ出ないで富山にとどまっている、ま
たは戻ってくるという率がすごく高いのです。
これはこういったものすごく温かい施策が1
つの要因だと思います。
福祉やいろいろなことでこども家庭部の皆さん
が頑張っている1つの証拠だと思いますが、
若い女性の皆さんを富山から逃さないとい
うか、また引き寄せるといふ施策をさらに充実
させていけるようなベビーボックスであ
ってほしいなと思います。よろしくお願
いします。

こども家庭部長 頑張りたいと思います。

松井 邦人委員 まとめのように質問されてしまったのですが
一令和2年度中に提案競技を行うというふう
に書いてあります。そういうことをいつ告知
して、いつまでに選考して、いつ決定するの
かというスケジュールを教えてください。

こども健康課長 スケジュールにつきましては、議決を頂きましたら、令和2年8月に市のホームページで公募いたしまして、10月に選考委員会の開催、11月には委託業者を決定しまして契約の締結等を行いまして、令和3年4月1日から配付したいと考えております。

松井 桂将委員 うちの次の孫も11月に誕生するのです。新生児の出生の経過というか、要はベイビーボックスの数ですけれども、平成30年からどれだけ配付されたか分かりますか。

分科会長 今、数値が出ますか。

松井 桂将委員 後からでも大丈夫です。

こども家庭部長 後ほど資料を提出させていただきます。

松井 桂将委員 要は新生児の数なので、双子や三つ子にも当然同じタイミングで渡していくということによろしいですか。

こども健康課長 そのとおりでございます。

松井 桂将委員 1人1箱ですか。

こども健康課長 はい。

松井 桂将委員 渡すタイミングとしては、保健所での育児サポートのイベントのときということによろしいですか。

こども健康課長 出産後、出生届の提出の際に引換券というものをお渡ししまして、出生後6か月まで引き換えることができるようになっております。

松井 桂将委員 その期間で交換をしていただくということですね。

この事業はネウボラというか、そういう事業の流れの一環でもあるということを知りました。

要は、債務負担行為の設定ということは一今、人数は出ませんけれども一新生児が何人であろうとこの金額で行うという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

こども健康課長 まず、先ほどの御質問にお答えしますけれども、プレゼントにつきましては、平成30年度の対象が3,144人で、受け取られた方が3,033人でございます。令和元年度につきましてはまだ引換え期間が終わっておりませんが、現在のところは76%ということ

で、1,980人ぐらいの方が来ていらっしゃると思います。

見込みにつきましては、富山市に転入される方が若干増えておりますので、昨年度より少し増やしまして、3,050人で見込んでおります。

松井 桂将委員 見込みで3,050人ですか。

こども健康課長 3,050人でございます。

松井 桂将委員 金額の話ですけれども、内容的には1箱につき約1万円程度ということでしょうか。

こども健康課長 金額につきましては、5,400円でございます。

泉委員 誠に細かい話なのですが、実家が富山市にあって、本当はお嫁に行って他県に住んでいるのだけれども、富山市内の産婦人科に入院して出産されたら。こういった場合、ベビーボックス事業の対象にはならないですね。

こども健康課長 はい、そうです。

(「了解しました」と発言する者あり)

高見委員

部長、全体にわたっての質問をしていいですか。

今ここで提案されております補正予算のうち、2番目から9番目までの総事業費が8億3,640万円ほどあるのですよね。

そのうち市の財源といたしますか、基金の繰入れあるいは一般財源、これがもう一国や県からの分が8億4,000万円足らずなので、市の分は0.9%なのですよね。

ほとんどが国です。県は4%ほどですけれども、何か市独自でやっていますというような形のものがもう少しほしい。あなたたちも大変だけれども一ほとんどが国の予算で、国から来ているものをそっくりそのまま流しているという形でやっておられるのですよ。市長は「市が独自でやっております」と言っているけれども、それには該当しないのではないのでしょうか。

あなたたちも大変な苦勞をしてやっておられるのは分かるのですが、やはりもう少しこういう新型コロナウイルス感染症対策にしる何にしる一国は、地方自治体は大変だから予算を出すぞと。ほかの委員もさっき言ったように、その出してくれたものに対してもう少し

市も応えて、しっかりと自主財源なり、あるいは市債なりを検討しながら、充実したものがもう少し何か考えられないのでしょうか。もう少し間口を広げることにはできないのかとか、いろいろな声もあるので。独り親の人たちからもいろいろな意見を聞いていると思いますから、国からのこういう予算が来ているけれども、これに市が、市独自でこれだけ上乗せしてしっかりやっているのだぞというような取組はできないものですか。

こども家庭部長

おっしゃることはもっともなところもございます。

ただ、言い訳になりますけれども、全体の財源的なものを財務部なりで見た上で執行をしてもいいよというゴーサインが出てきます。ただ、おっしゃるとおり、今回の事業の内容につきましては、各地方公共団体なりの裁量で、今回は新型コロナウイルスの感染拡大防止に役立つと考えられるものは補助しますと。そのメニューとかそういった細かいものは、普通の補助金とは違い、そういうものはなくて、それは地方の裁量でこういうふうなことが新型コロナウイルス対策に十分役立つだろうということで、その中身については、こちらのほうで考えた上のものでございませ

す。

金額的にはもっと出すべきではないかという御意見はごもっともかも知れないのですが、国の2次補正というのでも成立したばかりですので、その辺も踏まえまして、また考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高見委員 非常に苦しい答弁です。財政当局が返事をしてくれないのだと言いたい気持ちがとても伝わってきます。

こども家庭部長 いえ、そんなことを言っているのではなくて、調整をされているだけなので……。

高見委員 もう少しやっぱり一私たちは担当部署としてこれだけ一生懸命やっているのだ、財政当局は何をやっているのだ、財布のひもばかり締めるな、もう少し開けるところは開けてしっかりやれ、俺たちはこれだけ頑張っているのだというようなことを訴えていっていただきたいのと同時に、そういうときこそ議会を利用して、部としてはこれだけの予算を要求したのだけれども、これだけしかくれないので、さあ、議員の皆さん、どう考えるのだということを、1回やってみてください。

こども家庭部長 また勉強させていただきます。

分科会長 ほかにはないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第91号中こども家庭部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第7号 令和元年度富山市継続費繰越計算書、第3款民生費、
報告第11号 令和元年度富山市繰越明許費繰越計算書、第3款民生費中、こども家庭部所管分、
以上2件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども保育課長 〔報告第7号について、
報告第11号中
私立保育所等補助事業費保育所建設事業費について、

議案書により説明]

こども支援課長 [報告第11号中
市立保育所管理運営費について、
議案書により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分を終
了いたします。

午後 2時18分 休憩

~~~~~

午後 2時30分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議  
案の審査を行います。  
議案第91号 令和2年度富山市一般会計補  
正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補



正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、  
第3款民生費中、市民生活部所管分  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第91号中  
コミュニティ助成事業補助金について、  
新型コロナウイルス感染症対策について、  
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第91号中  
3×3バスケットボールコート整備事業につ  
いて、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
一つ一つ進めていきたいと思えます。議案説  
明資料2ページのコミュニティ助成事業補助  
金について、質疑のある方はおられますか。

高見委員 御苦労さまです。  
このコミュニティ助成事業なのですが、今か  
ら四、五年前までは非常に厳しかったですよ  
ね。富山市はせいぜい、あって2件。普通は

1件だけだったかと。

今年度はこのように、コミュニティセンターを含めると5件採択されたのですけれども、ここ近年の動きはどうか。

市民生活相談課長

まず、令和2年度につきましては、一般コミュニティ助成事業が4件、令和元年度は一般コミュニティ助成事業が2件とコミュニティセンター助成事業が1件、平成30年度も一般コミュニティ助成事業が2件とコミュニティセンター助成事業が1件、平成29年度は一般コミュニティ助成事業は4件でコミュニティセンター助成事業が1件、あと平成28年度は、一般コミュニティ助成事業が3件とコミュニティセンター助成事業が1件です。以上です。

高見委員

各町内といたしますか、そういうところの獅子舞だとかおみこしだとかいろいろなものがありますが、コミュニティ助成事業というのは、郷土芸能を守るという観点から非常に大事なもののですね。

今は若い人たちが減って、だんだんとそういう伝統芸能が廃れつつある中で、しっかりと地域要望を踏まえて、これからも充実していただきたい。

もう1つは、せっかくコミュニティ助成事業でこういう獅子頭とかいろいろな備品、もの、あるいはコミュニティセンターの建設費の補助があるわけでございますけれども、町内でコミュニティーの在り方あるいは伝統芸能を守るといいますか、受け継ぐ、そういうような部分に対しても、もう少し市民生活部としてバックアップしていただきたいと。これについては今まで何かやっておられますか。お金をばーんともらって、はい、出しましたというだけで終わっているのではないかと思うのですが。

市民生活部次長 昨年度、泉委員からも御質問等を頂いたところなのですけれども、市として直接支援するということは、なかなかできかねるところはございます。そういうところから、今はこのコミュニティ助成事業を通じて支援させていただいているようなところでございます。

高見委員 心配をしているのは、例えば獅子舞保存会だとかいろいろやっておられますよね。しかし、助成をもらって備品等を新しくしても、二、三年でピシャッと消えてしまうというところも過去に幾つもあるのですよ。そういうふうにならないように、せっかくこういう事

業で市も努力して団体のほうへ働きかけているいろいろなことをやっているのだから、地元に対して市もバックアップしながら、せっかく助成を頂いたのならば、伝統芸能だとかそういうものをちゃんと受け継いでいってもらえるように、今度はソフト面で支援していかなければならないと私はと思いますが、部長、どうですか。

市民生活部長 この件につきましては、昨年度、泉委員からもいろいろと御指摘いただいております、方向性としては非常に大事なことなのだろうなということで認識はしているところでございます。

ただ、どんな形でできるかというのはなかなか大変課題が多いところだなということは思っているものですから、本当に手をこまねいているだけでは駄目だとは思っているのですけれども、勉強させていただいて一今、世の中全体、日本全体がそういうところではこの問題に対して非常に難しい思いを持って一問題の認識はあるのですが、なかなかうまくいかないというところがあると思うので、そこについては意識としては持っているということです。少し勉強させていただいて、今後とも研究させていただきたいと思っております。

高見委員 意識は持っているという、今のお話は分かります。分かるのですけれども、意識の中で持っているものを外へ出すという、そのことは勇気の要ることですから、そこは、あなたたちがしっかりその辺をバックアップしなければ、地域はなかなか伸びていけないから、とにかく頼みます。

鋪田委員 コミュニティセンター助成事業補助金について伺います。先ほど最近の実績も報告されましたが、これは条件として地縁団体に登記する必要はありましたでしょうか。

市民生活部次長 建物については登記する要件が必要です。あるいは土地等の購入をされている場合もありますので、地縁団体としての登記は必要になります。

鋪田委員 県の事業にある融資制度を本市も使えるよう以前に制度改正しましたが、融資制度とこの補助金は、併用して活用することはできるのでしょうか。

市民生活部次長 県の融資制度と一緒に活用して建設することは可能であります。

分科会長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料3ページへ行きます。新型コロナウイルス感染症対策について質疑のある方。

鋪田委員 市役所や地区センターの窓口等でもかなり早い段階でアクリル板の設置をしていただいて、職員の安全を守ることでもできましたし、利用者の安全を守ることでもできたかと思います。これについては市民生活部のほうから投げかけをして、そういった対策を取られたものなのでしょうか。

市民生活部長 新型コロナウイルス感染症については、当初はどの程度の広がりがあるかということは全く分からなかった中で、どんどん広がっていったということでもあります。特に、本庁舎において一番不特定多数の来庁者が多いのは市民課ということでありましたので、ここの業務が止まってしまうと、やはり多くの市民の方に御迷惑をかけると。特に3月、4月というのは転出入が大変多い時期でもありますし、様々な関係で、特にマイナ

ンバーカードの手続についても増加してきているということがございました。市役所全体の中では割り振りで交代勤務というようなこともできたところもあったかと思うのですが、市民課ではそういう対応もできなかったということで、職員のほうには十分注意するようというようにお願いして対応していたところであります。

民間のほうでもそういうパーティション的なものがどんどん出てきたということがありましたので、ぜひ採用させていただけないか、何とかこれについてできないかということを一庁的に投げかけて対応ができたということで、その辺については大変感謝申し上げているところでございます。

鋪田委員

住民に一番近いところにいる部局ですので、そういったところから全庁に向けて発信をしていただいて、いち早く対処していただくことは非常にありがたいなというふうに思いますし、また各地区センターにおいては、例えば地元の看板屋さんなどでは善意でパーティションを作って持って来られたところもたくさんあるように聞いておりますので、そういう意味で市民の方にも本当に感謝しなければいけないなというふうに思います。

一方で、この事業内容のウのほうの使い切り手袋の購入等ですけれども、各地区センターでは今、利用を再開したことで感染対策を徹底しておられまして、スリッパも使ったらその都度消毒するまで使わせない、使い回しをしないような対応とか、非常に熱心に取り組んでおられます。こういった物品の配備に併せて、例えば手袋の使用についてはこんな形で気をつけましょうねとか、当然そういう指示を各地区センターにされているのかなと思いますが、その辺はしっかりといただいているのでしょうか。物品の提供に併せて、指示をしていただいているのでしょうか。

市民生活相談課長 新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった時点から、そういったことについては逐次注意を促しておりましたので、そういうことをずっとやってきているところであります。

泉委員 先ほどから聞いているのですが、もう既に157か所にアルコール消毒液を配付したということで、多分アルコール濃度が65%のものを使用していると思うのですが、消防法では危険等級Ⅱになっています。それで、保管量が80リットル以上の場合には届出が要ります。



それと、今一番心配しているのが、夏場35度以上の猛暑だとアルコールが蒸発して一空気よりもアルコールのほうが重たいそうで、地下に置いてあったものが夏季になったら爆発したとか、直射日光が当たるところに保管しておく、それも蒸気が出てくるとかいうので、配付したところにそういう注意喚起をもう一度改めてお願いしたいなと思うのですが、いかがですか。

市民生活相談課長 私どもが購入したアルコールにつきましては55%の濃度のものを使っています、一応危険物対象外のものを購入いたしました。ただし、アルコールについては火気厳禁ですので、取扱いのほうの注意につきましても今後行っていきたいというふうに思っています。

（「了解しました」と発言する者あり）

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、議案説明資料4ページ、3×3バスケットボールコート整備事業についてはどうですか。

松井 桂将委員 3×3バスケットボールコート整備事業ですけれども、3×3は、2020年の東京オリンピックの正式種目にもなりました。いよいよ富山市でそういった場所が造られるということで、まずお聞きしたいのは、完成予定はいつですか。

スポーツ健康課長 来年3月にオープンしたいというふうに考えております。

松井 桂将委員 このコートは屋外コートですから、例えば3月というのは雪とか、婦中町にあるNIXSのスケートボードの施設と一緒に、そういう状況になるのではないかなと思いますけれども、どうお考えですか。

スポーツ健康課長 屋外で、屋根のない施設になりますので、積雪があると使用できないということにはなりますが、近年の気象状況を見ておりましたら、来年3月の下旬ぐらいになれば利用可能な状態になっていないかなという期待は持っております。

松井 桂将委員 設備内容はフェンスと照明と言われましたけれども、当然このコートは国際バスケットボール連盟の公式仕様ということも先ほどお聞

きました。

附帯設備として、トイレとか更衣室はどう考えますか。

スポーツ健康課長 トイレあるいは更衣室については、すぐ近くに市の総合体育館がございますので、そちらのほうを利用していただければいいのではないかとということで、特にこの施設用にそういったものを別に設置することは考えておりません。

松井 桂将委員 コートをフェンスで囲うということですが、フェンスはよくある—これぐらいの網目のフェンスなのですか。実際フェンスの必要性というのは、ボール自体がそんな小さいボールではないので、周りに観客というか見物される方が来ても耐え得るというか、美観のあるフェンスなのでしょうか。

スポーツ健康課長 この後、詳細な実施設計を行いまして、そういったフェンスの仕様も固まってまいります。まだ仕様まで詳細に決定しているわけではありませんが、おっしゃるように、ボールが外に飛び出していかないことを目的としたフェンスですので、そういった機能さえ果たせば、あとは、例えば周りから観覧される方が

おられるということも考えられますので、そういったことに支障のないような仕様のものをということで、今後検討はしていきたいというふうに思います。

松井 桂将委員 あと、仕様について、やはり中にも当然ベンチは置かれると思いますし、見学用の外のところにもベンチとかを設置していただければというふうに思います。  
あと、一般市民への開放も当然あると思いますけれども、使用料は取られるのでしょうか。

スポーツ健康課長 当然一般の方の利用に供する施設でございますので、使用料も設定していくということで今は考えております。  
金額等については、この後詳細を検討してまいりたいと考えております。

松井 桂将委員 早い完成に向けて、取組をお願いします。

高見委員 私自身、バスケットボールはあまり詳しくないのですが、コートを屋外で造るということですが、コート自身はどういう感じのものになるのですか。

スポーツ健康課長 コートの素材は合成樹脂、ポリプロピレンと

いったものが多いと聞いております。そういった素材のものになりますので、雨風でもそんなにすぐに傷むというようなことはございません。

高見委員 使う頻度にもよると思いますが、基本的にはどのくらいの耐用年数を考えておられるのでしょうか。

スポーツ健康課長 カタログ等を見ておりますと5年保証みたいなことがうたわれておりますが、当然それよりもっと長い期間使えるものだと思っております。その辺はまた実施設計していく中で、確認はしていきたいと思っております。

高見委員 1面だけなのですか、あるいはまた予備コートも併設されるのですか。

スポーツ健康課長 設置は1面だけでございます。特に予備の部分は設けることはありません。

高見委員 今、富山駅北側はどんどんにぎやかになってきて、駅南のほうはだんだん寂しくなってきたのですけれども、それはそれとして、こういうような1つの流れもありますので、しっかりとその辺も吟味しながら、後で「あ

れ、困った」などということにならないように、しっかりと吟味して造っていただきたいなど。これは要望しておきます。

高田 重信委員 オープニングイベントですが、先ほどの説明では来年3月の予定で委託料が150万円ですか。この内容等はどのようなふうなことを考えておられるのですか。

スポーツ健康課長 これも詳細は今後検討していくこととしておりますが、想定されるものとすれば、3×3の競技のデモンストレーションですとか、あるいは近隣の小・中学生を招いての体験会、講習会というようなことが想定されるかなと思います。

高田 重信委員 せっかくオリンピック種目の中に入って、バスケットボールの関係者からは注目を浴びている中で、いろいろPRだとかを積極的に進めていくべきだと考えます。

完成する前から申込みだとか問合せがあると思うのですが、そういった点についてどのように考えておられますか。

スポーツ健康課長 施設を利用いただくという場合は、予約制ということになってきますので、当然、出来上

がる前に予約をお受けするような形になるかなと思うのですけれども、今のお話も踏まえて適切にまた対応してまいりたいと考えております。

高田 重信委員 混乱が起こらないようにしっかりと対応して  
いてもらいたいと思います。

分科会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。  
これより、議案第91号中市民生活部所管分  
の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会市民生活部所管分の議案  
の審査を終了します。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第11号 令和元年度富山市繰越明許費  
繰越計算書、第2款総務費

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔報告第11号中  
体育施設整備事業費について、  
議案書により説明〕

市民課長 〔報告第11号中  
住民基本台帳ネットワークシステム費につい  
て、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了  
いたします。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されま  
した全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。



分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和2年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和2年6月定例会  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 高 田 真 里

署名委員 橋 本 雅 雄

署名委員 松 井 桂 将